○近畿地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十七日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宍粟市波賀町戸倉字宮ノ向一六五番六地先から同市波賀町戸倉字宮ノ向一六五番八まで	前	九・六〇～三九・八〇メートル	〇・一五七キロメートル	
	後	一六・二〇～四〇・四〇メートル	〇・一五七キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十七日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十九号	宍粟市波賀町戸倉字宮ノ向一六五番六地先から同市波賀町戸倉字宮ノ向一六五番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月十七日

○近畿地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十七日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
京都市伏見区横大路芝生三六番から守口市八雲東町二丁目二九八番まで	前	A 一五・〇〇～一九・五〇メートル	二七・一三二キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 三九・〇〇～一九二・〇〇	二九・五八八	
	後	A 一五・〇〇～一九・五〇	二七・一三二	
		B 三九・〇〇～一九二・〇〇	二九・五八八	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局、同局浪速国道事務所、同局京都国道事務所及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十七日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年近畿地方整備局告示第百三号海南都市計画道路事業

三・四・百五号日方大野中藤白線

三　事業施行期間　自平成十八年五月九日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十八年近畿地方整備局告示第百三号の事業地のうち山崎町三丁目及び大字日方字山崎地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第六十九号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年三月十七日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録建築物調査機関の名称

株式会社日本確認検査センター

二　住所

大阪市中央区北浜三丁目一番二十一号

三　代表者氏名

代表取締役　鴨野　政和

四　登録年月日

平成二十二年三月一日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事務所の名称及び所在地

株式会社日本確認検査センター　大阪市中央区北浜三丁目一番二十一号

○中国地方整備局告示第四十八号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十二年三月十七日

中国地方整備局長　福田　功

名称　国営備北丘陵公園

位置　広島県庄原市上原町

区域　別紙図面のとおり（略）

（中国地方整備局に閲覧所を設け、平成二十二年三月十七日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十二年四月一日

○九州地方整備局告示第三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十七日

九州地方整備局長　岡本　博

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第四百十五号小郡都市計画、甘木都市計画及び大刀洗都市計画下水道事業筑後川中流右岸流域下水道

三　事業施行期間　自平成七年三月三日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十七日

北海道開発局長　関　克己